

(様式第7号)

山武市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更理由書

1 山武市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更理由書

農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域からの除外を極力抑えた土地利用を図ってきたが、産業規模拡大等の経済事情の変動その他情勢が推移していると判断できるため、農業振興を図るうえで影響を及ぼすことが軽微であると思われる農地について変更する。
また、県営ほ場整備事業を実施するにあたり、島地区及び松尾地区に追加編入する。

2 農用地利用計画の変更

(1)農用地利用計画の変更内容

- ①農用地区域への編入
別紙のとおり。
- ②農用地区域からの除外
別紙のとおり。
- ③用途変更
なし。

(2)農用地区域の概要

(単位:ha,%)

	総面積	農 用 地						混牧林地	農業用施設用地	山林・原野	その他	
		農 地				採 草 放牧地	計					
		田	畑	樹園地	小 計							
農業振興地域 A	13,782	3,311	2,852	0	6,163	0	6,163	0	15	0	7,604	
変更前の 農用地区域 B	5,097.7	2,945.9	2,135.2	0.0	5,081.1	0.0	5,081.1	0	16.2	0	0.4	
用途区分別の内訳												
変更後の 農用地区域 C	5,097.0	2,946.0	2,134.4	0.0	5,080.4	0.0	5,080.4	0	16.2	0	0.4	
用途区分別の内訳												
比率	B/A	36.99	88.97	74.87	0.00	82.45	0.00	82.45	0.00	108.00	0.00	0.01
	C/A	36.98	88.98	74.84	0.00	82.43	0.00	82.43	0.00	108.00	0.00	0.01

3 農用地利用計画以外(マスタープラン部分)の変更

計画事項	現行計画の概要	主な変更内容

(参考様式1)

農用地利用計画の変更内容

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	編入後の用途区分	変更理由
1	島	猪田	369番1	田	806	農地	島地区及び松尾町八田地区県営ほ場整備事業を実施するため(法10条第3項第二号)
		猪田	369番2	畑	135		
		猪田	370番1	田	604		
		南向井根	2364番3	その他	26		

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
1	木原	錠場後	817番1 817番3 817番4	畑	1,276 2,958 1,505	農地	特別養護老人ホーム	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 特別養護老人ホームを建設するもので、付近には既存施設があるが建物の老朽化及び環境整備が必須であり、新設することが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 三方が道路及び宅地に面しており、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(同四号) 周辺に土地改良施設がない。(同五号) 土地改良事業を実施していない。(同六号)
2	麻生新田	八ノ割	65番2	雑種地 (畑)	1,981	農地	非農地 (太陽光発電施設)	次の要件により、農用地区域に含まれない土地となるため除外する。 登記及び現況が非農地であり、農用地とすることが適当な土地ではない。(法10条3項) なお、当該土地は、土地改良事業を実施しておらず、周辺に土地改良施設はない。

③農用地区域内の用途区分の変更

番号	大字	小字	地番	面積(㎡)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更理由

注) 法…農業振興地域の整備に関する法律
令…農業振興地域の整備に関する法律施行令
規則…農業振興地域の整備に関する法律施行規則